

1 議事日程（5日目）

[平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成19年9月26日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第10 | 議案第62号 | 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第63号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第65号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第66号 | 太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第67号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第68号 | 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第69号 | 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第17 | 議案第70号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任 |

委員会)

- 日程第18 議案第71号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第72号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第20 議案第73号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第74号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 議案第75号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第23 議案第76号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第24 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（各常任委員会）
- 日程第26 議案第79号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 議案第80号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第29 発議第4号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願（建設経済常任委員会）
- 日程第31 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願（総務文教常任委員会）
- 日程第32 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第33 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第34 意見書第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書
- 日程第35 議員の派遣について
- 日程第36 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
会計管理者併上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
地域振興課長	大藪勝一	人権・同和政策課長兼人権センター所長	津田秀司
福祉課長	新納照文	建設課長	大内田博
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	浅井武
書記	花田敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第9、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第9までを一括議題とします。

日程第1から日程第9までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） おはようございます。

決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第9号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月19日及び20日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議をいたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼を申し上げます。

平成18年度は予想以上の地方交付税減額により大幅な財源不足で極めて厳しい財政状況であ

ったが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しを行い、総合計画に掲げる施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においても厳しい財政状況が続いており、財政の硬直化が進み、市民サービスの低下や行政事務執行の制限、地域全体の活性化への影響が懸念されていることから、危機的財政状況から脱却するためのあらゆる方策を実施し、市民、職員が一丸となって財政の立て直しに取り組まれるよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円未満切り捨てで報告します。

まず、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成18年度の決算額は、歳入総額200億2,849万円、歳出総額193億9,414万3,000円で、歳入歳出の形式収支は6億3,434万7,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,184万6,000円を差し引いた実質収支についても、4億6,250万1,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、1億8,417万1,000円の赤字となっており、実質単年度収支は1億9,007万6,000円の赤字決算となっております。地方債の残高は、平成18年度末では237億80万5,000円であり、前年度に比べ3.37%の減となっております。また、経常収支比率も100.9%で、財政健全化と言われる75%を大きく上回り、さらに昨年度を2.3ポイント上回り、財政構造が硬直化し、極めて厳しい状況になっていきます。執行部にあっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額58億6,998万9,000円、歳出総額58億8,276万6,000円で、歳入歳出差し引き1,277万7,000円の赤字決算となっております。前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額、さらに税制調整基金積立金を加え、同基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支額のいずれも赤字となっております。また、歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億11万5,000円で、0.56%の増となっております。国民健康保険事業は医療給付費が

年々増加する中であって、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額56億6,656万4,000円、歳出総額55億7,170万9,000円で、歳入歳出差し引きでは9,485万5,000円の黒字となっております。歳出の大半を占める医療諸費は54億9,737万3,000円で、前年度と比較しますと4.03%の減となっています。老人保健は高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後医療費の増加が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額32億4,338万2,000円、歳出総額31億6,648万9,000円で、歳入歳出の形式収支額は7,689万3,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっています。また、実質単年度収支も黒字となっています。介護保険制度は年々進む高齢化社会にあって、対象者の増加等により、保険給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入歳出それぞれ6,002万6,000円で、平成17年度の決算に比べ28.3%の減となっています。この特別会計は筑紫地区4市1町の共同設置であり、平成17年度、平成18年度が本市の当番になっているということであることから、収入は4市1町の負担金で、全額介護認定審査に係る費用として支出しているものです。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額1,285万円、歳出総額1,227万4,000円で、歳入歳出の形式収支額は57万6,000円の黒字となっておりますが、実質単年度収支額は38万1,000円の黒字となっています。収入未済額は9,661万円で、前年度に比較して4.47%増加しております。そのうち

貸付金の回収率は5.35%で、2.83ポイント下回っている状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入歳出総額それぞれ7,982万8,000円となっています。内容は、高雄公園用地購入費借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われています。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成18年度の水道事業における経営成績は、総収益額12億2,475万7,000円、総費用額11億3,426万2,000円で、9,049万4,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇しており、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。しかしながら、水道料金の滞納分に係る収納対策は困難な面もありますが、経営は厳しさを増すものと思われることから、より一層の努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成18年度の下水道事業における経営成績は、総収益額16億1,943万8,000円、総費用額15億7,741万2,000円で、4,202万5,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに低下していますが、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。しかしながら、施設整備や維持管理、また企業債の償還など今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第9号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました案件についての審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第4号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」反対討論をいたします。

決算認定について大変業務多忙な中に資料要求に応じていただき、担当部局に心からまず初めにお礼申し上げます。

平成18年度の歳入歳出全般については、小泉内閣の2006年2月に成立した地方分権改革推進法が施行され、その上での予算編成が行われました。戦後レジームからの脱却という旗印のもとに、市民に痛みを押しつけられた行政改革が行われたことは明らかであります。その内容は、地方自治体に対し地方財政支出の改革との位置づけ通達を行い、歳入歳出に対しての一体改革を押しつける一方、税制では大企業には減税、市民には増税負担をさせてきたことや、公務員制度の見直し、削減を求め、昇給停止を初め採用を控えてきたこと、行政のスリム化を進め、地方自治体の機能全体を見直す国の方針が地方分権改革推進法の内容であります。その結果が平成18年度の歳入歳出決算に具体的に明らかになっております。特に、市民税の税率変更を初め増税は大変な負担となっております。特に、定率減税縮小、廃止や中小業者に対する消費税の1,000万円以上の売り上げによる課税結果が歳入面にあらわれておりますが、売り上げが伸びず、中小企業の倒産、廃業が顕著にあらわれておりますが、国は地方自治体の税収が増えたとして、地方交付税の削減と国庫負担金の縮小が行われました。その結果、太宰府市では

重要な業務である教育予算の縮小を初め生活保護制度の見直しや国民健康保険税、老人医療費、介護保険、高齢者福祉、児童手当、障害者福祉等地方自治体の業務予算に対して当然国が保障しなければならないのに、国庫負担金を削減し、地方交付税を大幅に削減を行ったために、市民が大変な負担を強いられてきたことは事実です。その結果がさきの参議院選挙で国民からの批判を自民党内閣が受け、過半数割れの結果ではないでしょうか。

このような厳しい財政状況の中で職員の皆さんが努力をされていたことは評価をいたしますが、納税者は市民であり、福祉や教育、行政全般にわたっては歳出面について市民を中心とした行政施策が求められておりましたが、公正中立の行政執行と言えない一部分がありました。決算審査に当たって発言をさせていただき、改めるところは改め、改善を再三要求しておりましたが、保育行政を初め人権という名のもとに一部の社会運動団体に対する補助金や減免の内容の改善が見られないことなど、決算認定できない内容にもなっております。私は平成18年度認定第1号について、国の厳しい予算の中で市職員の方々が努力されたことに対して再度評価いたしますが、認定できない部分が様々ありますので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午前10時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第9号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第9号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第10、議案第62号「市道路線の廃止について」及び日程第11、議案第63号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

日程第10及び日程第11は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第62号「市道路線の廃止について」及び議案第63号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

最初に、議案第62号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は5路線です。川原1号線、川久保1号線は太宰府市吉松東土地区画整理事業が完成したことにより廃止するもので、大佐野・土場分線、国分・川原線、紺町3号線は道路改良により起点、終点が変更になったために廃止するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は、県道から移管による6路線、開発により帰属を受ける3路線、吉松東土地区画整理事業から管理を引き継ぐ7路線など合計21路線です。

本議案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第63号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第62号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第63号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第21まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第12、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」から日程第21、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第21までを一括議題とします。

日程第12から日程第21までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第65号から議案第74号までについて、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第65号については、本年10月1日に実施する行政機構改革に伴って関係条例の改正を行うものとの補足説明がありました。

質疑において、機構改革によって部が1減となることによる部長の待遇については、今回力を入れる部署に担当部長という形で配置すること、そして市民への周知方法については市役所の玄関前でお知らせを行うとともに、広報やホームページに掲載し周知を図るということを確認しました。また、今回機構改革を実施するに当たっては、市民へしっかり周知を行うよう執行部に対しお願いをいたしております。その他、議案に関連した質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号については、佐野土地地区画整理区域内の換地処分に伴って11月27日から施行される大佐野区、向佐野区及び吉松区の各一部の住居表示に伴い、給水区域の変更及び公共施設の住所変更を行うものとの補足説明がありました。

委員からさしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第66号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号から議案第74号までについては、公共施設の減免規定の見直しに伴い条例

の一部を改正するものとの説明がありました。

まず、議案第67号については委員からはさしたる質疑はありませんでした。

討論では、議案第67号から議案第74号までにわたる討論として、減免制度の復活については評価をする。また、身体障害者手帳等を持っておられる方には配慮をし、理解を得られるよう施行していただきたい。また、規則や内規の運用に際して利用者への配慮を要求しての賛成討論がありました。

採決の結果、議案第67号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号から議案第74号までについては委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で全議案原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第66号「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第67号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第68号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第69号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時42分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第71号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時42分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第72号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第73号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22と日程第23を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第22、議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第23、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第22及び日程第23を一括議題とします。

日程第22及び日程第23は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第75号、議案第76号についての審査における主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第75号について報告をいたします。

本議案については、議案第67号から議案第74号までの施設と同じ歩調で減免規定を導入するので、条例の一部を改正すると執行部から補足説明がありました。

本議案に対して委員から、規則に半額免除と全額免除のいずれにも「市長又は教育委員会が

特別の理由があると認めるとき」という条文があるが、この区分けは具体的にどのような場合があるのか説明を求める質疑がありました。

執行部からの回答は、具体的な例はまだ定めていないが、その都度その都度の恣意的判断ではいけないので、今後他の施設と調整し、もう少し明確にしたいとのことでした。

また、減免の対象が市民であることを確認したところで、市外の障害を持った方の取り扱いについての質疑があり、執行部から今まで決裁した具体的な例がないので、これからの課題とし、住所要件を外すのが本来であると考えているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号について報告をいたします。

本議案については、市長の提案理由のとおりとのことで、補足説明はありませんでした。

質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第76号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第77号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本案は、第5条第1号において実態に条文を合わせた関係上、括弧書きの部分削除するというもの、第9条、10条、11条、12条中において「届け出」の漢字表記の整理をするというもの、また第12条第1項第3号中においては、民法の改正による文言の改正をするというものがあります。

補足説明の後、委員から質疑において、第12条関係の改正について詳細の経過を尋ねたところ、平成12年4月の民法改正により「禁治産」という呼称が廃止され、「後見」という言葉になったということ、あわせて本来民法改正時にすべきであった本条例の改正に漏れがあったということで、今回改正するものであるとの回答がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第77号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」。

本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第78号の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、2款2項1目企画総務費のIT推進費の委託料のうち電算委託料の222万6,000円は機構改革に伴う電算システム変更等のための補正です。10款1項2目事務局費の学校教育課庶務関係費の賃金140万5,000円は、特別支援学級に在籍する重複障害等を持ち、介助等を必要とする児童・生徒の支援を行うための支援員の賃金で、今回太宰府東中学校、太宰府小学校、水城小学校に1名ずつ配置されるとの説明を受けました。

質疑において、本年4月1日から法改正により今まで「特殊学級」と言っていたものが「特別支援学級」という名称になったこと、現在の特別支援学級在籍児童・生徒数合計42名であることなどを確認しました。

10款5項2目施設管理運営費、史跡水辺公園費の公有財産購入費1億638万円は、史跡水辺公園用地の道路部分を除いたプール用地部分の購入費で、地権者との交渉がまとまり、今回補正

予算を計上しているとの説明を受けました。

続いて、歳入の主なものといたしましては、9款1項1目の地方特例交付金ですが、これは減税補てん分と児童手当制度拡充に伴う地方負担の対応分の2本立てとなっており、今回額が確定し、当初予算よりも650万円ほど増となっています。この1項の地方特例交付金は1,674万円が減額補正され、最終確定額は合計3,753万円ということでした。

9款2項1目、この特別交付金については地方特例交付金とも関連する減税対応分で、今回2,303万8,000円が補正され、最終確定額としては2,303万8,000円となっております。

また、債務負担行為の補正では、セキュリティー対策サーバー機器の保守委託料及び賃借料として平成20年度から平成24年度まで合計2,855万円を限度額とするもの等が計上されており、委員からの経費削減上の価格交渉等の努力を行っているかとの質疑に対して、見積書に対する価格交渉はもちろん行っており、見積もりについてもどうしても現在委託している会社にしかお願いできない部分もあるが、数社とれるものについては行うようにしているとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第78号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会の所管分につきましては、歳出は1,172万1,000円、歳入は35万円の増額補正となっています。

まず、歳出の主な補正についてです。

8款2項3目道路新設改良費の公有財産購入費は、市民プール用地買収協議が調ったとのことで、道路部分の購入費が計上されています。

次に、8款4項2目公園事業の草刈り委託料は、3カ所の街区公園の樹木伐採費用との説明があり、委員から梅林アスレチックスポーツ公園の草が非常に伸びているので、草刈りの実施ができないかとの質疑がありました。執行部の回答は、今後検討し、予算計上を考えていきたいとのことでありました。同じく、公園施設維持補修工事については、梅林アスレチックスポ

一ツ公園の大型遊具の補修費用との説明があり、委員から今回の補修で大丈夫と考えていいのかとの質疑があり、執行部から今回は安全に利用できる範囲までの部分補修を行い、今後点検を十分行いながら必要があれば予算を計上していくとの回答でした。

次に、歳入の補正についてです。

20款5項の雑入は、梅林アスレチックスポーツ公園の自動販売機の売上手数料が増額になったので、計上したとのことでした。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第78号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出においては、3款2項2目児童措置費について児童手当法の改正に伴う児童手当の増7,835万円、同じく3目保育所費について市立保育所管理運営費、保育士等賃金の増791万7,000円、4款1項3目母子保健費について健康教育相談関係費、保健師賃金の増100万5,000円についてなど補正されており、歳入においては、18款2項1目老人保健特別会計精算繰入金の増3,785万9,000円の補正、その他は歳出に伴う補正となっております。

審査は各款、各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、予算計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

歳出、3款児童手当につきましては、児童手当法の改正によりこれまで第1子、第2子はそれぞれ月5,000円、第3子以降は月1万円であった支給が、本年4月より3歳の誕生月までのすべての子につきまして一律1万円の支給に拡充されたことによる増額であるとのことでした。同じく、3款保育所費におきましては、正規職員3名の育児休暇、病気休暇、介護休暇による欠員の補充及び児童数の増加による保育士の増員があり、それらに伴う臨時職員補充のための合計6名分の賃金の計上とのこと。同様に、第4款母子保健費におきましても、正規職員1名が病気休暇で欠員になっており、その分の保健師補充のための賃金の計上であるとのことです。

歳入、18款老人保健特別会計精算繰入金につきましては、平成18年度老人保健特別会計による精算金を一般会計に繰り入れるということでございます。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第78号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第27、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

日程第26及び日程第27は環境厚生常任委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[ 8 番 中林宗樹議員 登壇 ]

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第79号及び議案第80号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第79号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,485万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては、2款医療費の増額3,841万3,000円、4款支払基金に対する償還金1,858万4,000円、及び一般会計繰入金3,785万8,000円。歳入につきましては、5款繰越金9,485万5,000円の計上であります。

質疑において、歳出、4款支払基金精算返還金については、医療費に対する交付金の平成18年度精算分として社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたため計上したものであること。同じく、一般会計繰入金精算繰戻金については、一般会計からの繰入金の平成18年度精算分として一般会計に戻すために計上したものであるということでした。また、2款医療費の増額については、医療費が伸びたということよりも、歳入5款の繰越金の額と歳出である返還金、繰戻金の額との調整として、歳入歳出のバランスをとるために医療費に計上しているという回答を受けました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,186万3,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出については、1款地域支援事業支援交付金の償還220万5,000円、及び8款基金積立金2,965万8,000円の計上。歳入については、3款介護給付費交付金600万9,000円、及び7款前年度繰越金2,585万4,000円の計上であります。

質疑において、歳出、1款地域支援事業支援交付金返還金については、平成18年度の介護予防事業が平成19年5月末に確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金へ精算返納するものであること。また、8款介護給付費支払準備基金積立金については、平成18年度余剰金を介護給付費の支払準備基金として積み立てるもの。歳入、3款介護給付費交付金については、過年度分の介護給付費の交付金であり、社会保険診療報酬支払基金から交付されること、また7款繰越金については平成18年度から純繰越額の計上ということの回答を受けました。

本案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

議案第79号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第80号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時26分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長(不老光幸議員) 日程第28、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の

一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」。

総務文教常任委員会に審査付託されました発議第3号について、その審査内容と結果を報告します。

まず、賛成議員となっている委員から、非常に厳しい財政状況の中、今までと全く変わらない形で活動を行いながら、なおかつ今すぐに行えることということで今回の提案になっており、新年度の予算のうち少しでも執行部の方の予算に最初から組み入れられるようにという姿勢をあらわす必要がある。また、新年度の予算編成に何とか間に合わせて、少しでも議会として何かできることをまずやってみようという発想であるとの説明がありました。

ほかの委員からは、金額の減額の前に政務調査費が議員活動としてその成果を行政にどのように反映させるのかという議論の方が先ではないか。また、金額を下げれば市民が納得するかといえば、そういうふうには考えていない。金額だけ下げ、厳しい規則だけ残すことについては問題があり、もう少しこの審議についての時間をいただきたいとする意見や、この件についてはこれまで会派代表者会議等でも論議がされており、特別委員会の設置についても述べられてきている。厳しい財政状況はよく理解しているが、今後12月、来年の3月の中でも全体的な議会改革の議論の中で取り組んでいくべきではないかという意見が出されました。

協議の中で、所属会派でももう少し調査研究の必要があるのではないかという意見になっているとして、継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、発議第3号を継続審査することについて採決を行いました。採決の結果、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」は賛成大多数で継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ただいま委員長の継続審査という報告に対しまして反対の意思表示をい

たします。

7名で提案いたしました政務調査費20%の減額は、何ら議会活動に支障を来すことなく、来年度の他の事業予算に活用していただければというのが私たちの切なる願いであります。今年度逼迫した財政状況の中で、執行部三役は報酬カットを実行されました。市民の目は当然議会にも向けられ、議員は何をやったのかという批判が出ることは必定です。本市の財政難を不安視する市民は多く、事実現在の経常収支比率は100.9%という全く余裕のない状態です。いわば、太宰府丸が座礁し、危機的状況にある中で議員が少しでも早く助け船を出さなければなりません。わずかな金額を削っても意味がない、小手先の対策は不要だといった意見もあるようですが、金額の多い少ないの問題ではなく、議員一人一人が気持ちを行動に移し、今できることを即実行することが重要であります。市議会が自発的に経費節減に取り組んだことを全市民に明らかにし、アピールすることこそ必要であると考えます。今回の政務調査費に関しては、原案どおりの可決をお願いしまして、継続審査に対する反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は先ほどの委員長の継続審査に反対をし、ぜひとも原案を可決していただきたい、そういう立場で討論をいたします。

この間本市の財政事情につきましては、大変厳しい状況であるということは論をまたないところであります。先ほど認定第1号の反対討論の中でもありましたように、介護手当や児童手当、あるいは教育費、あるいは保育費の負担が大変市民に大きくなってきておる、そういう状況もあるというふうなご意見も出ているようであります。当面財政事情が好転をするという兆し、あるいは条件はほとんど見当たらない、こういう状況であろうというふうに思っております。

私は先ほど委員長の報告の中で継続審査ということでありましたけれども、今出されております閉会中の議員の審議についても、従前の継続審査の経緯を見てまいりますと、ほとんど休会中に常任委員会を臨時に開催をする中で議論をするということはあっておりません。したがって、状況でいきますと、12月議会までこのままの状況ではなかろうかというふうに危惧をするところであります。市長も、あるいは副市長も、教育長も本市の財政事情を勘案し、そして10%、5%という減額をされました。それに対して私ども議会は満場一致賛成をしたところであります。今回政務調査費を議員みずから減額をしていこう、こういう姿勢こそ今私たちに問われておるし、また私たちがとるべき行動であろうというふうに思います。そういう意味では、福岡県でも福岡市でもこの政務調査費の主要問題、あるいは整理の問題について大変市民の目が厳しくなっているところは議員ご承知のとおりであろうというふうに思っております。もちろん本市においては、その使用目的については大変みずから厳しくしておるところであります。今日までの政務調査費の執行率などを勘案しますと、ぜひとも私どもが提案しております月額5,000円の減額、年間120万円、これをぜひとも子供たちや、あるいは高齢者や障害者

のために執行部が使う、そういうことこそ今求めておられることであろうというふうに思っております。したがって、私はぜひとも本日、本案について議員各位の賛同をいただきますよう切にお願いを申し上げまして、討論にかえさせていただきたいと思っております。

(「議長、休憩」「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 休憩の動議が出ていますけど。

(「ただいまの動議に対して賛成します」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

ほかに討論ありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 私はこの案に対しまして継続審査に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今ご両名が継続審査に反対という討論をされましたけれども、その内容に一々反論する意味合いは全くありませんので、ご了解をいただきたい。ただ、我々と見解が違う部分も幾つかあるように思います。1つは、我々議会としては今までに政務調査費は減額を既に市長初め四役が減額する以前から、何年も前からそういう協力を十二分にやってきた。もうそれは過去の話である。今一番大事なのは、我々は選挙期間中も我々の支持者に問うてまいりました。政務調査費はどう思いますかと。我々はこれぐらいの金額です、こうなっています、こういう使い道をしていますと。すると「あ、全く問題がありませんね」と、だれ一人として金額が高い云々という政務調査費に対して太宰府市に限っていえば、何の疑念も疑問も一人から聞いた覚えがありませんでした。そういう観点から、もともと太宰府の場合厳しい状況の中でこの運用がなされておりますし、今このことに言及する、そういうなぜこれなのかという全く疑問にしか思えない状況にあると私は思っております。また、この予算は返還をして翌年度の一般会計の中に含まれて使われておるという認識を我々は持っております。ということは、福祉にも使われ、教育にも使われておると。そういう予算の枠組みの中にもう既に入っている、そう認識をいたしております。ただ一つ懸念いたしますのは、新人議員さん、またはこういうものを勉強したい、いろいろなものを勉強したいという向上心がある方が、もしこの今の金額で足りないと、そういう状況が生まれるかもわからない。我々はこの政務調査費によって勉強をして、市民の負託にこたえる、いかにこたえるか、そこが一番のポイントではないかというふうに思っております。今我々が目指すところは議会改革というものを提唱しております。議員定数の削減、またいろんな市民に開かれた議会にするにはどうやったらいいかということ、まずは議員全員で研究しながら、そのことを達成する方が、私はその中にこの政務調査費の問題も入れ

て論議をしていくべきではないかと、そういった意味合いで継続審査に賛成をいたしております。これ以上長々とやりますと、またおかしくなりますのでやめますけども、そういった意味合いで継続審査に賛成と。この政務調査費だけの問題ではないと、そういうとらえ方をした上でそういう結論を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私も継続審査の方に賛成で、その賛成の立場から申し上げますと、私たちせんだっての議会研修でも、早稲田の北川先生も議員はもう少し政務調査費を使って勉強すべきだと。それから、もう一つは今回熊本でも竹中平蔵先生が見えて議員研修もあります。そういう突発的な問題もあるわけです。必ずしも政務調査費を削る必要はないんじゃないかなろうかと。先ほど福廣議員も言われますように、残金は必ず翌年度に回しておるといようなことでございます。

それから、私は議会や市政に大変関心のある方からすぐに言われました。政務調査費を削るべきじゃないかと。私はそのときに政務調査のあり方をその方に説明しました。まず、会派にしかこの政務調査費は交付されないんですよと。一人の方が議会で一般質問し、あるいは一人の人がしないと、そういうときにはそういうような政務調査費も使われなくて広報も出せないような状態、あるいは私どもパソコンを使って印刷をかなりします。1回の一般質問のときには、やはり二、三十枚刷ったりします。その用紙代も出ないんですよと、インク代も出ないんですよと。そういうふうに制約を受けて、それから自分が調査に行きたいと思ってもそれも行けないんですよと。そういうことを説明しましたところ、その方はもう少し勉強してもらうために有効にどんどん使ってもらって、市政のために頑張ってくださいといような、逆に励まされたような次第でございます。したがって、私は今後個人でもいろいろな立場で調査だとか研究できるような政務調査費に検討を加えて、よりよい政務調査費の使い方をすべきではないかと思っておりますので、政務調査費の継続審査の方に私は賛成いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、発議第3号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成12名、反対7名 午後1時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 発議第4号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第29、発議第4号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） 発議第4号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案の説明をいたします。

提出者は、私村山弘行で、賛成者は武藤哲志議員、田川武茂議員、佐伯修議員、安部陽議員、清水章一議員、大田勝義議員、小柳道枝議員、中林宗樹議員です。

この条例は、本日可決されました本市行政機構改革に伴い常任委員会の所管を変更するものですが、現在の委員会の所管に合わせての条例の改正とするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第30、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本請願については、同じ趣旨の陳情が市長あてに提出されていることから、執行部が把握している現状と課題などの説明を受けながら、現地調査を交えて審査を行いました。

まず、審査の中心となった趣旨の1点目の大型車両の一方通行化について報告をいたします。

一方通行化には車種の限定はできないことと、季節や曜日だけの制限はできないという警察の見解があります。すべての車種を一方通行とすることや制限速度を落とすことについては、地域住民の理解が必要であることと、市全域に関係してくること、交通渋滞に結びつくことなど多くの課題、問題点があることから、時間をかけて総合的な角度から研究する必要があると執行部からの説明を受けました。

委員から、一方通行にするのは難しいと感じる、参道入り口の石畳の道路部分の拡幅が必要ではないか、正月は一方通行にしているの、不可能ではないなどいろいろな意見が出されました。

要旨の2点目、3点目については、委員から通学路の安全確保については登下校の時間帯は他の駐車場を利用してもらうようバス会社や観光業者をお願いしてはどうかとの提言や、沿線住民の生活道路の安全確保については、道路の拡張やいろんな方法をとらないと問題の解決は非常に厳しいと思うという意見などがありました。

結論といたしましては、委員から現在執行部が警察や関係者と協議を行っており、今日結論を出さずに、継続審査として多くの時間をかけて協議していった方が有効的ではないかとの継続審査を求める意見や、この請願の紹介議員から採択を願う立場であるが、委員の皆さんがもう少し調査研究し、よりよい方向で結論を出していこうという考えであることから、継続審査には賛成であるとの意見が出されましたので、継続審査とすることについて採決をとりました。その結果、請願第1号につきましては委員全員一致で継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。  
質疑を行います。  
ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。  
自席へどうぞ。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私はこの請願の紹介議員といたしまして、委員会も傍聴させていただきました。今委員長の報告にもございましたように、確かに一方通行に関しましては法律的に非常に難しいということで、物理的な問題があるということ。しかしながら、委員の皆様方全員が請願者の気持ちを非常によく理解をしてくださいます、何らかの形でいい方向で解決をしていきたいと。そのための調査研究を進めるために継続審査をしていきたいというような意見が出ておりました。したがって、委員の皆様方にはぜひこの五条区の地元住民の皆様方のお気持ちをお酌みいただきまして、何らかの解決方法を見出させていただきますよう調査研究を進めていただきますことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。  
したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。  
〈継続審査 賛成19名、反対0名 午後1時15分〉  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第31、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願を議題とします。
本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
総務文教常任委員長 清水章一議員。
〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願」。

総務文教常任委員会に審査付託されました請願第2号について、その審査内容と結果を報告します。

本請願の紹介議員となっている委員から補足説明として、現在全国的に特別支援学級が増加している状況の中で、国が教育法の改正を行い、位置づけを明確にした裏づけとして地方交付税の算定基礎として1校当たり84万円を見ている。また、文部科学省が規定する特別に支援を要する児童・生徒というのは障害児となっているが、本請願はその枠組みを不登校、あるいは家庭環境に問題のある子供たちにまで少し広げていただきたいというものであるとの説明がありました。

審査において、委員から請願の要旨の第4行目の「を含めた日常生活の向上」を除いた要旨のみについて採択してはどうかという意見が出されました。よって、請願の要旨の第4行目の「を含めた日常生活の向上」を除いた要旨のみについてを議題とし、討論、採決を行いました。

討論では、本請願の要旨部分に請願者の願いや思いが大体入っており、検討いただいた内容で請願者の要望は理解いただけると思うとの賛成討論。ほかに動議が出された部分については、行政側も対応できるものではないかと考えるとして、賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願」については全員一致で一部採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私はこの請願者の請願の紹介議員といたしまして、委員会でも賛成討論をさせていただきました。この要旨の一部削除がございましたけれども、この大きな要旨といたしましては特別に支援を要する子供たちのために地方交付税の算定基礎となったその金額につきましてできるだけ配慮をいただきたいという内容でしたので、この要旨におきましてそれがかねえられるというふうに判断をいたしております。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は一部採択です。本案を委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第2号は一部採択とすることに決定しました。

〈一部採択 賛成19名、反対0名 午後1時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第32、意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」。

総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第4号について、審査内容と結果を報告します。

この意見書について委員に意見を求めたところ、地方財政が厳しい中意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第4号につきましては全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第33、意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

本意見書については、委員からの意見、討論はありませんでした。採決の結果、意見書第5号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第34 意見書第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書**

○議長（不老光幸議員） 日程第34、意見書第6号「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第6号につきましてご提起を申し上げますが、本案につきましては12月議会では間に合わないということで、急遽臨時議会運営委員会を開催をいたしまして、本日最終日に提案をし採決をするということを議員の中で意見一致を見ましたので、ただいまから意見書第6号について提起を申し上げます。

「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」。

提出者は、私村山弘行、賛成者が武藤哲志議員、田川武茂議員、佐伯修議員、安部陽議員、清水章一議員、大田勝義議員、小柳道枝議員、中林宗樹議員であります。

提案理由の説明は意見書を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具になるものである。現在クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の販売が繰り返され、年齢、性別を問わずクレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。経済産業省も産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。よって、太宰府市議会は国会及び政府に対し割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記。1、クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように具

体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。2、クレジット会社には悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効、取り消し、解除であるときは既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。3、1、2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を禁止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。4、商品方式のクレジット事業者について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆・参両議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣であります。よろしくご審議賜り可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第36、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年11月30日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 橋本健

会議録署名議員 中林宗樹